

平成27年8月3日

各 位

株 式 会 社 コ ス モ ス 薬 品 代 表 取 締 役 社 長 宇 野 正 晃 (コード番号:3349 東証一部) 問い合わせ先 取締役経営企画部長 柴田 太 T E L 092-433-0660(代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年8月3日開催の取締役会において、平成27年8月21日開催予定の第33期定時株主総会に、監査等委員会設置会社への移行に伴う定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下、 当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。)によって、新たに監査等委 員会設置会社への移行が可能となりました。

取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から監査等 委員会設置会社へと移行したく、当該移行のために取締役及び取締役会の規定に監査等委員 会に関する規定を追加するとともに、監査役及び監査役会の規定を削除するものであります。

また、改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。業務執行を行わない取締役についても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款の一部を変更するものであります。

その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、監査役会の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 8 月 21 日 定款変更の効力発生日 平成 27 年 8 月 21 日

以上

(下線は変更部分を示します。) 現行定款 変更案 第1章 総則 第1章 総則 第1条~第3条 <条文省略> 第1条~第3条 <現行どおり> (機関の設置) (機関の設置) 第4条 当会社は、取締役会、監査役、監査役会及 | 第4条 当会社は、取締役会、監査等委員会及び び会計監査人を置く。 会計監査人を置く。 第5条~第16条 <条文省略> 第5条~第16条 < 現行どおり > 第4章 取締役及び取締役会 第4章 取締役及び取締役会ならびに監査等委員 会 (員数) (員数) 第17条 第17条 当会社の取締役は10名以内とする。 1 .当会社の取締役(監査等委員である者を除く。) は、10名以内とする。 <新設> 2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以 内とする。 (選任決議) (選任決議) 第18条 第18条 1.取締役の選任は、株主総会において、議決権を 1.取締役の選任は、監査等委員である取締役と 行使することができる株主の議決権の3分の1 それ以外の取締役とを区別して、株主総会に 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半 おいて、議決権を行使することができる株主 数をもって行う。 の議決権の3分の1以上を有する株主が出席 し、その議決権の過半数をもって行う。 2 . <条文省略 > 2. <現行どおり> (任期) (任期) 第19条 第19条

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年 度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の 時をもって満了する。ただし、任期満了前に退任し た取締役の補欠または増員により選任された取締役 の任期は、在任する取締役の任期の満了すべき時ま でとする。

1.取締役(監査等委員である者を除く。)の任 期は、選任後1年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時株主総会の終結 の時をもって満了する。ただし、任期満了前 に退任した取締役の補欠または増員により選 任された取締役の任期は、在任する取締役の 任期の満了すべき時までとする。

現行定款	変更案
<新設>	2.監査等委員である取締役の任期は、選任後2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会の終結の時をもって満 了する。ただし、任期満了前に退任した監査 等委員である取締役の補欠として選任された 監査等委員である取締役の任期は、退任した 監査等委員である取締役の任期の満了すべき 時までとする。 (補欠の監査等委員である取締役の選任決議の 有効期間)
<新設>	第20条 補欠の監査等委員である取締役の選任 決議の有効期間は、当該決議後2年以内に 終了する事業年度のうち最終のものに関す る定時株主総会の開始の時までとする。
第 <u>20</u> 条~第 <u>21</u> 条 <条文省略>	第 <u>21</u> 条~第 <u>22</u> 条 <現行どおり>
(取締役会) 第22条 1. <条文省略> 2. 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の時はこの期間を短縮することができる。 3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。 4. <条文省略>	(取締役会) 第23条 1. <現行どおり> 2. 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の時はこの期間を短縮することができる。 3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
<新設>	(監査等委員会) 第24条 1.監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に 対し、会日の3日前までに発する。ただし、 緊急の時はこの期間を短縮することができ る。

変更案 2.監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。 (取締役への委任) 第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。
いては、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。 (取締役への委任) 第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。
(報酬等) 第 <u>26</u> 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u> 株主総会の決議によって定める。
(取締役の責任免除) 第 <u>27</u> 条 1 . <現行どおり> 2 . 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 <u>(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める額とする。
< 削除 > < 削除 >
<削除>

TD/=ウ±b	*****
現行定款	変更案
<u>(任期)</u>	
 第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了す	<削除>
る事業年度のうち最終のものに関する定時株	
 主総会の終結の時をもって満了する。ただし、	
イマット	
(補欠監査役の選任決議の有効期間)	
	<削除>
終のものに関する定時株主総会の開始の時ま	
でとする。	
<u>(</u> 常勤監査役)	
第29条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若	<削除>
<u>干名を選定する。</u>	
<u>(監査役会</u>)	
第30条	
1.監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の	<削除>
3日前までに発する。ただし、緊急の時はこの	
期間を短縮することができる。_	
2 .監査役会の運営その他に関する事項については、	<削除>
<u>監査役会の定める監査役会規程による。</u>	
<u>(報酬等)</u>	
第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によっ	<削除>
<u>て定める。</u>	
(監査役の責任免除)	
第32条	
1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、	< 削除 >
取締役会の決議によって、同法第423条第1項に	
定める監査役(監査役であった者を含む)の責	
任を法令の限度において免除することができ	
<u> </u>	

現行定款	変更案
2.当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 社外監査役との間で同法第423条第1項に定め る責任を限定する契約を締結することができ る。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度 額は法令が定める額とする。	< 削除 >
第 <u>6</u> 章 計算	第 <u>5</u> 章 計算
第 <u>33</u> 条~第 <u>36</u> 条 <条文省略>	第 <u>28</u> 条~第 <u>31</u> 条 <現行どおり>